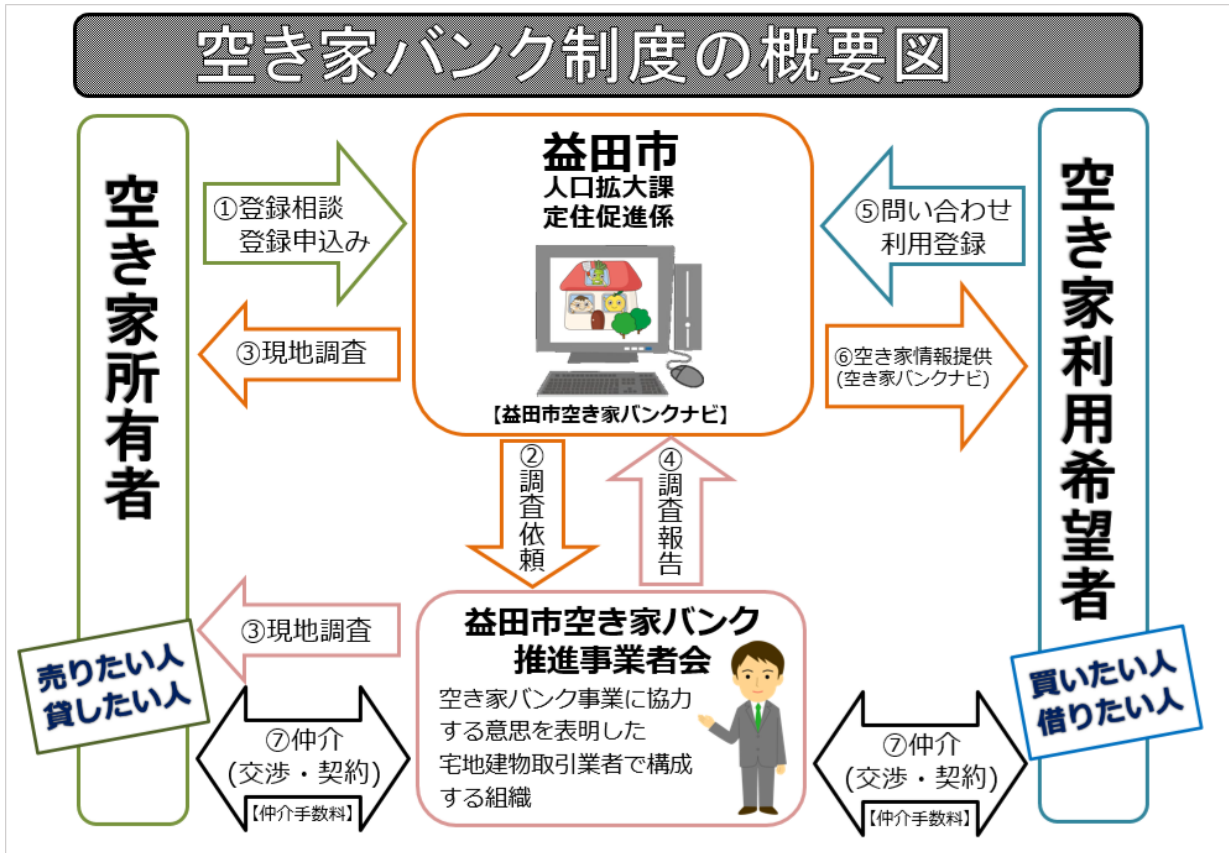


「空き家バンク」とは

空き家所有者

益田市は空き家バンク制度を創設し、空き家の情報を提供しています。

この制度は、自分の持っている空き家を賃貸もしくは売却してもいいというお考えをお持ちの方と、益田市で生活するために住宅を探している方にその意思を登録していただき、空き家の有効活用を図る制度です。



空き家を売る・貸すまでの手順

1	売却や賃貸を希望される空き家の所有者は、「益田市空き家バンク登録申込書（様式第1号）」及び「益田市空き家バンク登録カード（様式第2号）」に必要事項を記入していただき、益田市人口拡大課（定住促進係）へお申し込みください。
2	人口拡大課担当職員及び担当宅建業者が空き家にお伺いし、所有者立ち会いのもと写真撮影（外観・屋内）や現地調査を行います。
3	登録の可否をご連絡します。空き家バンクの登録期間は2年間です。
4	所有者の個人情報（氏名や連絡先等）を除き、空き家の情報を「益田市空き家バンクナビ」に掲載します。
5	利用希望者から見学希望があった場合、所有者及び担当宅建業者に連絡し、日程調整のうえ、見学対応をしていただけます。
6	利用希望者から物件交渉の申し込みがあった場合、人口拡大課から担当宅建業者に連絡します。所有者に利用希望者との交渉の可否を判断していただけます。
7	交渉可とした場合、担当宅建業者の仲介により交渉・契約を行います。法律で定められた仲介手数料が必要となります。（※1） 宅建業者に仲介を依頼しない場合は当事者間での交渉・契約となりますが、市は安心安全な取引をしていただくために宅建業者の仲介を推奨しています。

（※1）仲介手数料については「不動産ジャパン」のホームページを参考にしてください。

空き家バンク利用にあたっての注意点

1. 益田市は、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。空き家所有者と利用希望者間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関する仲介は行いません。
 2. 空き家所有者と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
 3. 交渉、契約等について、宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
 4. 登録の申込みをいただいた空き家の実地調査の結果、物件の状態によっては登録をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 5. 売却が成立した場合、売却金額から登記変更手数料や仲介業者への仲介手数料等が発生しますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 家賃収入は、雑所得又は不動産所得となります。また、不動産の売却により生じた収益は譲渡所得となります。それぞれ所得税及び住民税の対象となります。詳しくは、益田税務署又は市税務課までお問い合わせください。

益田市空き家バンク推進事業者会 会員名簿

事業者名	住所	事業者名	住所
(株)アール不動産	久城町 1117-13	益田不動産(株)	駅前町 35-6
(株)エルエスケイ山陰販売	駅前町 15-19	マノ不動産	三宅町 2-32 文研ビル 104
新日本不動産	乙吉町イ 323-7	三谷コンサルタント合同会社	美都町三谷 1318
(有)第一ホーム益田	乙吉町イ 342-1	(有)明正商事	乙吉町イ 337-1
徳栄建設(株)	下本郷町 454-1	(株)ランドマック	大谷町 37-2
(有)日商	あけぼの西町 9-18 日商ビル	(有)大清建設	常盤町 9-13
不動産サービス大畑事務所	あけぼの西町 8-12	(株)ヨネダ	美都町山本イ 380-3
(株)まえだ	高津五丁目 30-14		

登録いただいた物件は、こちらのページでご覧いただけます。



益田市にU・Iターンをお考え中の方、田舎暮らしをしたい方、あなたの希望にあった物件を探してみませんか？

益田市空き家バンクナビ

益田市役所 人口拡大課 定住促進係
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
☎ 0856-31-0173

すべて

マップで探す

条件で探す

*URL] <http://akiyabank.masudanohito.jp/>



空き家バンクナビでは、家の詳細情報、地図、写真、間取りなどを掲載しております。連絡先などの個人情報は掲載いたしません。